

6月2日(水) 令和3年度6月補正予算

記者会見

それでは、令和3年度6月補正予算(案)の概要について、ご説明させていただきます。

お手元の、縦書きの資料令和3年度6月補正予算(案)の概要をご覧ください。

まずは、1ページ目の、「一般会計6月補正予算の概要」であります。

今回の補正予算は、緊急支援策「第11弾」としまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中、市民生活や地域経済が、依然として厳しい状況であることを踏まえ、子育て世帯や学生、市内事業者等、アフターコロナに向けた地域活動

への支援などを引き続き実施していくための予算を計上しております。さらに、本市の将来のまちづくりを見据えた中で、重要な施策に関する予算についても今回、計上することとしました。

次に、予算規模についてであります。令和3年度一般会計補正予算(第2号)の規模は、3億1,046万6千円で、補正後の予算総額は、296億9,828万7千円、対前年度比5.2%の減となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

6ページから7ページが新型コロナウイルス感染症対策緊急支援策「第11弾」に係る主な事業となっております。

次に8ページをご覧ください。

こちらが「公立保育所再編事業」をはじめとする、その他の主要な施策の概要となっております。

なお、特別会計に関する補正につきましては、9ページに記載しております。

次に、緊急支援策「第11弾」の主な事業について、横書きカラーの資料を用いてご説明します。

資料2ページをお開きください。

はじめに、「生活・地域活動支援」に係る施策についてであります。

まず、「新生児臨時特別給付金給付事業」であります。

本事業については、昨年度にも実施しましたが、今年度も継続して実施し、出生児童1人あたり10万円を給付いたします。

対象者は、令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれ、出生時に本市に住民登録され、申請日まで引き続き住民登

録のある新生児を持つ母親であります。なお、母親については、令和3年4月1日以降本市に住民登録がある方が対象となります。

次に「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」であります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けやすい低所得の子育て世帯への支援策である「子育て世帯支援特別給付金」について、先行実施しておりました“ひとり親世帯”に加え、この度、“ひとり親世帯以外”の低所得者世帯につきましても国の制度を活用して給付金の給付を行います。支給額は、児童1人あたり一律5万円であります。

支給対象者は、令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和3年度分の住民税が非課税の方などになります。

さらに、市独自の取り組みとして、令和3年度の住民税の均

等割のみ課税されている方にも支給対象者を拡充いたします。

なお、令和3年4月分の児童手当等の受給者であって住民税が非課税の方については「申請不要」とし、7月下旬の支給に向けて、準備を進めていく予定です。

それ以外の対象者につきましては、申請が必要となり、準備が整い次第、市公式ウェブサイト等で周知を行うとともに、受付を開始し、随時支給していきます。

次に「子どもの生活実態把握等調査事業」であります。

コロナ禍の影響により、全国的に子どもの貧困が深刻化していると言われており、本市においては、子育て世帯に対して様々な独自施策を講じているところであります。こうした中、子育て世帯等の経済状況や生活状況、支援ニーズ等を把握し、より効果的な施策の実施に繋げるため、国の交付金を活用し、「子どもの生活実態把握等調査事業」を実施いたします。

次に、「保育・就学前教育施設従事者応援給付事業」についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大が長期化し、負担が増加している状況の中、子育て家庭の支援を続ける保育施設や就学前教育施設等の職員に対し、感謝の気持ちを込め、「うずとく商品券」1万円分を給付するものであります。

対象は、市内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館、幼稚園の職員となります。

保育・就学前教育施設等をはじめ、関係者の皆様方には、感染リスクを顧みず、就労する保護者とその子どもたちを支援するため、施設を開所し、保育サービス等の提供を続けていただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

今後におきましても、感染予防対策に努めていただき、事業を継続いただけますよう、何卒お願い申し上げます。

資料3ページをお開きください。

次に、「ふるさと鳴門便 第2弾 がんばる学生応援プロジェクト事業」であります。

新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みとして、県外の学校へ通い一人暮らしをしている本市出身の学生を応援するため、うずとく商品券を贈り、生活に困窮している学生を支援するとともに、ふるさと鳴門への郷土愛を深めていただくことを目的としております。

また、同時に、鳴門教育大学に通う一人暮らしの学生に対しましてもうずとく商品券を贈り、鳴門を第2の故郷として、親しみを持ち続けていただきたいと考えております。

次に、「新型コロナウイルス対策地域活動推進補助金事業」であります。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、本市においても、市の催しをはじめ、地域団体等の活動も自粛傾向が続いており、地域のにぎわいが減少しているところでありま

す。

この厳しいコロナ禍の中、回復期に向けて少しでも地域のにぎわい創出につながる取り組みを進め、市民の皆様とともにこの難局を乗り越えるため、昨年度に引き続き、市民グループや各種団体、企業などが主体となった、地域を元気づけるための活動を応援することを目的に、「新型コロナウイルス対策地域活動推進補助金事業」に取り組みます。

続きまして、資料下段の「地域経済対策」に係る施策についてであります。

はじめに、「コロナ規制による影響の軽減支援事業」であります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国においては「緊急事態宣言」を発令し、県域を越えた不要不急の移動は極力控えることとされました。

また、県においては、「とくしまアラート感染拡大注意・急増」を発動するとともに、4月16日より飲食店に対して「営業時間の短縮」を要請いたしました。これらの規制によって、観光客が激減するとともに、冠婚葬祭・会合・パーティー等が中止、縮小または延期となる事例が増えております。こうした感染拡大に係る規制が実施されることによって、特に影響をうけていると思われる事業者を支援するため、一律2万円を支援いたします。

対象者につきましては、今年5月1日時点で、次の5つの事業を営んでいる事業者とします。

1つ目は、お土産品等の製造や卸を行っているもの

2つ目は、理容所・美容所など

3つ目は、花きの販売・栽培・卸を行っているもの

4つ目は、印刷業および関連業を行っているもの

5つ目は、これらに類すると判断されるもの

以上のいずれかに該当する事業者でございます。

また、県が行った「飲食店の営業時間の短縮要請」に協力し

た飲食店と取引がある事業者も対象といたします。対象者数は約500事業者を見込んでおり、予算額は1,000万円を計上しております。

申請開始時期等の詳細については、今後決定次第、鳴門市公式ウェブサイト等を通して発表いたします。

次に、「飲食送迎用マイクロバス等の固定経費支援事業」についてであります。

市内飲食店は、新型コロナウイルス感染症の影響による利用自粛に伴い、売上が減少するなど、大きな影響を受けております。なかでも、特に宴会場を有する事業者においては、宴席のみならず、法事や会食といった利用も激減しており、苦慮しているというお話しも伺っております。

そこで、事業者の皆様とともに、この感染拡大を乗り越え、事業継続を支援するため、飲食店等が所有する、送迎用マイクロバス・大型バス等に係る固定経費の負担軽減として、給付金を

交付いたします。

なお、給付額は、

*マイクロバス1台につき5万円

*大型バス1台につき10万円

とします。ただし、1事業者の上限額は30万円までとなります。

最後に、「将来へ向けた重点施策」であります。

資料4ページをお開きください。

「公立保育所再編事業」についてであります。

新公立保育所については、平成31年4月に策定した『鳴門市公立保育所再編計画』に基づき、健康福祉交流センター北側を建設予定地として、令和4年秋の完成を目指し、整備を進めております。

現在、建物の実施設計や建設予定地の造成設計を進めており、まもなく造成設計が完了することから、造成工事に要する費

用を計上することとしております。

以上で、令和3年度6月補正予算(案)についての説明を終えさせていただきます。

続きまして、今回の緊急支援策「第11弾」では、既決予算での対応についても予定しておりますので、この場で併せて発表させていただきます。

資料6ページをお開きください。

まず、生活・経済支援策として、災害用備蓄用品を活用し、生理用品等の無料配布をすることとしました。

具体的には、児童扶養手当受給世帯や、女性子ども支援センター「ぱあとなー」相談者に対し、災害用備蓄品を活用して、生理用品のほか、非常食、不織布マスクを無料配布します。配布物は生理用品1パック、非常食「アルファ化米」2食分、不織布マ

スク1箱50枚入りを予定しております。

また、市内小中学校につきましても、非常用として備蓄している生理用品を各校の保健室に置くなどし、活用していただくこととします。

次に「中小企業等事業者向け専門家相談会」についてであります。

こちらの専門家相談会は、前年度も開催しており、事業者からは、専門的な相談ができ、大変、有意義であったと伺っております。

また、主な相談内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少した中小企業者等が、事業を継続していくために一時的に従業員を休業させた場合の雇用調整助成金の申請手続きや、売上拡大を図るため、既存事業の見直し、また、事業拡大についてなど、様々な内容となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえて、引き続き、これらの相談内容に対し、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家へ相談できる場を設け、地元中小企業がコロナ収束後も事業を継続していくため、専門家相談会を開催いたします。

受付は予約制とし、事業を実施する際には、市公式ウェブサイトや広報なると等で周知を図る予定としております。

資料7ページをお開きください。

次に「感染防止対策」として3つの事業を実施いたします。

まず、「教育施設感染防止対策」としまして、公民館や図書館といった社会教育施設や、幼稚園、小中学校の教室等に、CO₂モニターを配備します。

厚生労働省からは、二酸化炭素濃度をモニタリングし、適切な換気により1,000ppm 以下を維持することが推奨されており、今回、配備するモニターにより「密」を見える化し、まん延防

止につなげるものであります。

こちらはボートレース事業から300台をいただけることとなっており、市民の皆様は、各施設を安心してご利用いただけるよう、有効活用してまいりたいと考えております。

次に、「集会所感染防止対策」及び「14地区自治振興会の感染防止対策」であります。消毒液などの消耗品を配布することにより、集会所などの施設の衛生管理を徹底するとともに、昨年度に引き続き、各地区自治振興会における、ウィズコロナでの安全安心な地域活動を支援します。

資料8ページをご覧ください。

最後に、「下水道事業受益者負担金の猶予」であります。下水道事業により賦課されます受益者負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納付が困難となった方につきまして、1年間の支払い猶予を実施し、生活困窮者の

支援を図ります。

これらの事業については、令和2年度からの繰越明許予算や、令和3年度の既決予算での対応となります。

以上で、緊急支援策「第11弾」についての説明を終えさせていただきます。